

平成22年度 美唄市給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (21年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 20年度の人件費率
21年度	人 26,359	千円 17,706,167	千円 320,338	千円 2,498,190	% 14.1	% 17.1

(2) 職員給与費の状況（普通会計予算）

区分	職員数 A	給与				一人当たり給与 B/A
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
22年度	人 304	千円 1,121,976	千円 218,096	千円 340,782	千円 1,680,854	千円 5,529

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
2 職員数から特別職は除く

(3) 特記事項

独自削減の実施

削減期間 平成22年4月1日から平成23年3月31日まで

削減内容 給料及び期末勤勉手当支給割合の削減

削減内訳

一般職（医師は除く）

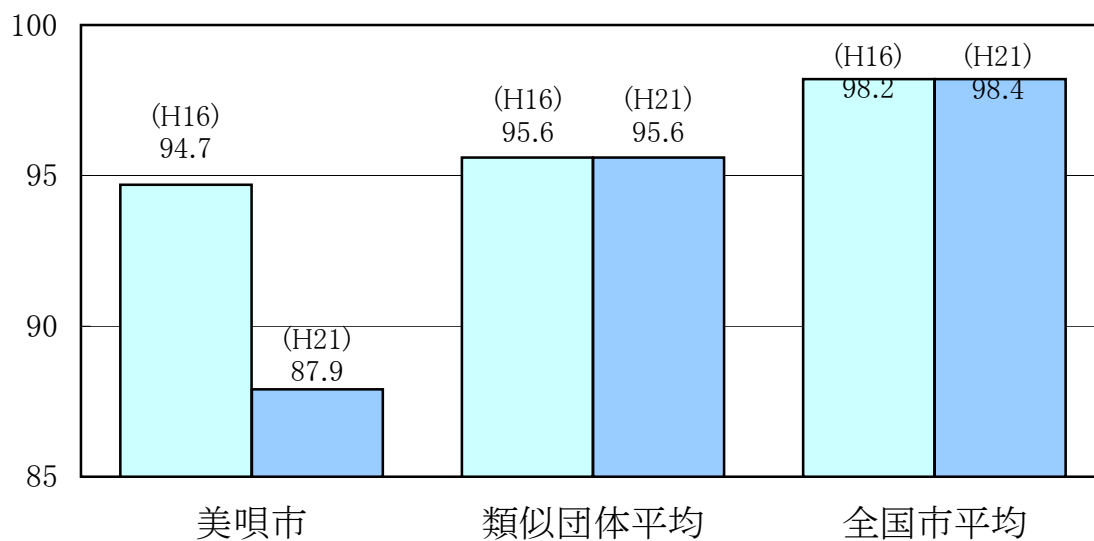
給料 給料月額を7.6%～10.3%削減

期末勤勉手当

区分	削減前期末勤勉手当率		減額後期末勤勉手当率	
	期末	勤勉	期末	勤勉
6月期	1.25月	0.70月	0.95月	0.70月
12月期	1.35月	0.65月	1.2月	0.65月
計	2.60月	1.35月	2.15月	1.35月

※支給月数は平成22年12月改正後。

(4) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数である。
2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（平成22年4月1日現在）

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
美唄市	歳	円	358,515 円
	44.6	311,700	347,972 円
国	歳	円	円
	41.5	325,521	391,770

②技能労務職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
美唄市	歳	円	313,575 円
	53.3	299,400	313,450 円
うち学校公務補	歳	円	310,833 円
	52.9	298,800	312,075 円
うち電話交換士等	歳	円	- 円
			- 円
うち調理員	歳	円	- 円
			- 円
国	歳	円	円
	49.2	285,548	322,737
類似団体	歳	円	円
			円

③教育職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
美唄市	歳	円	429,825 円
	50.6	396,625	429,163 円
類似団体	歳	円	円
	-	-	-

- (注) 1 「平均給料月額」とは、平成22年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。
- 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、調整手当、住居手当、時間外勤務手当などの諸手当の額を合計したものである。このうち、上段はこれら全ての諸手当込みのものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。また、下段は国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものである。

(2) 職員の初任給の状況（平成22年4月1日現在）

区 分		美 唄 市		国	
		初任給	2年後の給料	初任給	2年後の給料
一般行政職	大学卒	172,200 円	184,200 円	172,200 円	184,200 円
	高校卒	140,100 円	148,500 円	140,100 円	148,500 円
技能労務職	高校卒	135,600 円	143,400 円	137,200 円	145,500 円
	中学卒	122,400 円	130,100 円	129,200 円	136,100 円
教育職	大学卒	192,800 円	204,800 円	—	—
	高校卒	—	—	—	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（平成22年4月1日現在）

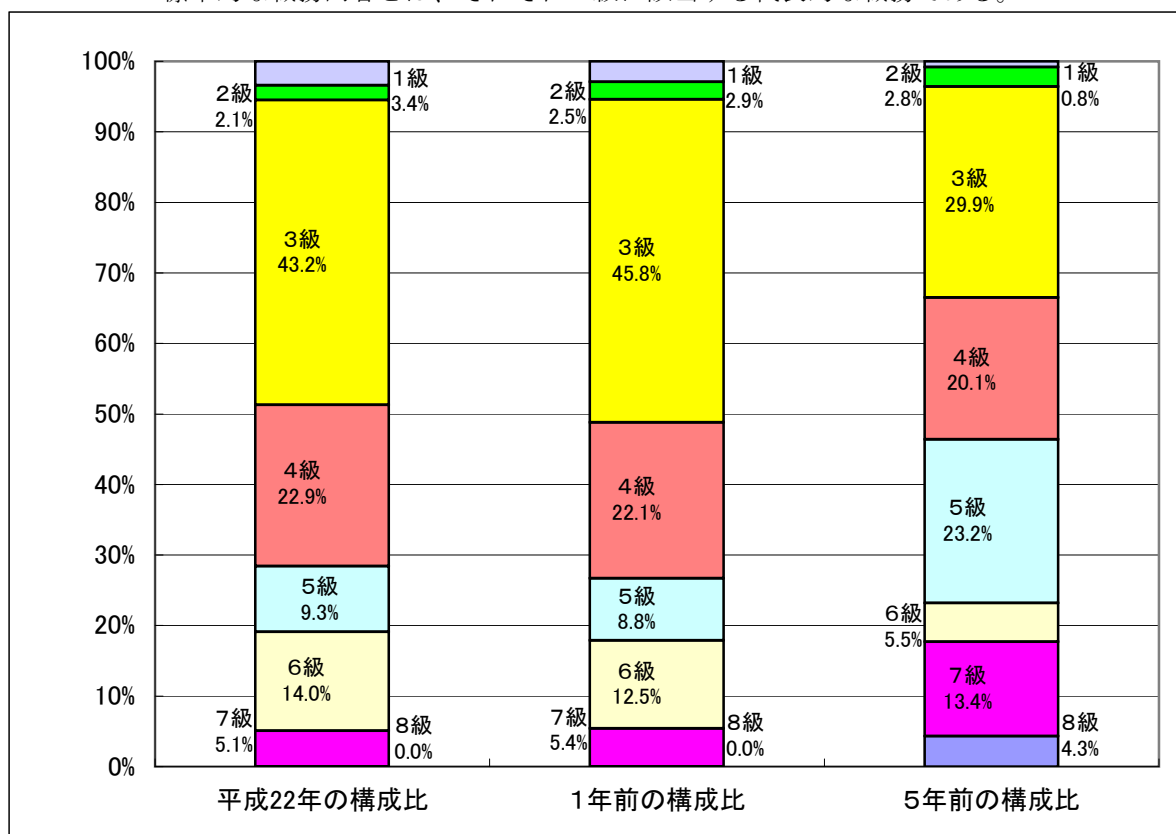
区 分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大学卒	246,800 円	284,600 円	355,400 円
	高校卒	201,800 円	246,800 円	281,000 円
技能労務職	高校卒	— 円	— 円	— 円
	中学卒	— 円	— 円	— 円
教育職	大学卒	— 円	— 円	— 円
	高校卒	— 円	— 円	— 円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況（平成22年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
1 級	主事	8 人	3.4 %
2 級	主事	5 人	2.1 %
3 級	主任 主事 技師	102 人	43.2 %
4 級	係長 主査	54 人	22.9 %
5 級	主幹 課長補佐	22 人	9.3 %
6 級	課長 室長 参事 所長 次長 館長 各種委員会事務局長	33 人	14.0 %
7 級	部長 議会事務局長 病院事務局長 恵風園・恵祥園長	12 人	5.1 %

- (注) 1 美州市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



※ 国の給与構造改革に伴い、平成19年4月からそれまでの8級制を7級制に改正しています。

(2) 昇給への勤務成績の反映状況

--

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

美 唄 市		国	
1人当たり平均支給額(21年度) 675 千円		-	
(22年度支給割合 独自削減) 期末手当 2.15 月分 勤勉手当 1.35 月分		(22年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.35 月分	
(22年度支給割合 削減前) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.35 月分			
(加算措置の状況) なし		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 俸給月額5%~20%の加算	

※支給月数は平成22年12月改正後。

【参考】 勤勉手当への勤務実績の反映状況

--

(2) 退職手当（平成22年4月1日現在）

美 唄 市			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.50 月分	30.55 月分	勤続20年	23.50 月分	30.55 月分
勤続25年	33.50 月分	41.34 月分	勤続25年	33.50 月分	41.34 月分
勤続35年	47.50 月分	59.28 月分	勤続35年	47.50 月分	59.28 月分
最高限度額	59.28 月分	59.28 月分	最高限度額	59.28 月分	59.28 月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(2%~30%加算)			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(2%~20%加算)		
1人当たり平均支給額	自己都合 7,003 千円	勸奨・定年 24,867 千円			

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、前年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当（平成22年4月1日現在）

支給実績(21年度一般会計決算)		270 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(21年度一般会計決算)		135 千円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
札幌市	3 %	2 人	3 %

(4) 特殊勤務手当（平成22年4月1日現在）

支給実績(21年度一般会計決算)	5,898 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(21年度一般会計決算)	77,609 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(21年度)	24.5 %		
手当の種類(手当数)	17 種類		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
市税業務手当	市税徴収等庁外業務従事職員	市税徴収業務等	日額 300円
徴収業務手当	税外収入徴収庁外業務従事職員	税外収入徴収業務	日額 300円
感染症防疫業務手当	感染症患者収容・防疫作業従事職員	感染症・防疫業務	日額 290円
福祉業務手当	福祉事務所現業業務従事者	福祉事務所現業業務	月額 6,000円
保育業務手当	保育士	保育業務	月額 3,500円
用地交渉等手当	用地交渉業務従事者	用地交渉業務	日額 470円
介護業務手当	恵風園・恵祥園介護業務従事者	介護業務	日額 230円～550円
医学調査研究手当	医療業務に従事する医師	医療調査研究業務	月額 120,000円～220,000円
放射線業務手当	診療エックス線照射業務従事者	診療エックス線照射業務	月額 5,000円
夜間看護手当	夜勤病棟勤務の看護師	夜勤業務	1回 2,000円～3,300円
救急業務手当	救急業務及び救急救命業務に従事した消防職員	救急業務	1回 280円～380円
火災出動手当	火災等業務に従事した消防職員	火災等消火業務	1回 380円
夜間特殊勤務手当	正規の勤務時間により深夜勤務に従事した職員(消防・恵祥園)	深夜業務(恵祥園)	1回 3,300円
		深夜業務(消防)	1回 420円～770円
救急外来診療手当	救急医療業務に従事した医師	救急業務	1回 50,000円～80,000円
救急診療待機手当	救急外来・手術介助業務等に従事した職員(医師を除く)	救急外来・手術介助業務等	1回 2,000円
派遣診療手当	病院外で診療・健診業務に従事した医師	診療・健診業務	1回 3,000円
医務手当	診断書等診療書類の作成業務を行う医師	診断書等診療書類作成業務	1回 500円

(5) 時間外勤務手当

支給実績(21年度一般会計決算)	32,872 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(21年度一般会計決算)	106 千円
支給実績(20年度一般会計決算)	31,429 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(20年度一般会計決算)	98 千円

(6) その他の手当 (平成22年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価 (平成22年度)	国の制度 との異同	国の制度と 異なる内容	支給実績 (21年度一般会計決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (21年度一般会計決算)
扶養手当	配偶者 月額 13,000円 配偶者以外 1人あたり月額 6,500円 扶養親族でない配偶者を有する場合 1人目の子等月額 6,500円 配偶者のない職員 1人目 月額11,000円 満16歳の年度始めから満22歳の年度 末までの子 1人あたり月額5,000円を加算	同じ		43,338 千円	140,342 円
住居手当	1 借家 借間 家賃が月額 12,000円を超える場合 ①家賃等が23,000円以下 家賃月額-12,000円 ②家賃等が23,000円を超える場合 (家賃額-23,000円)/2+11,000円 2 自宅居住 2,500円 (市内居住者2,500円加算)	異なる	自宅所有に かかる手当なし	27,769 千円	89,924 円
管理職手当	病院長 40,000円 部長職 40,000円(30,000円) 課長職 30,000円(25,000円) 課長補佐職 25,000円(22,000円)	異なる	36,900円～ 115,900円	21,366 千円	288,726 円
通勤手当	通勤のため、交通機関や自動車等 を使用して通勤する職員に支給。交通 機関は、55,000円を上限とし、自動車 等は通勤距離に応じて2,000円以上 24,500円以下。	同じ		5,326 千円	17,326 円
休日勤務手当	休日に正規の勤務時間中に勤務する ことを命じられた職員に支給。 1時間当たり135/100～160/100	同じ		12,041 千円	325,427 円
宿日直手当	宿直を担当した職員に、1回につき 4,700円を支給	同じ		174 千円	173,900 円
教員特別手当	給料額に応じ定額を支給			751 千円	150,132 円
寒冷地手当	毎月11月から翌年3月までの各月の 初日に在職する職員に支給	同じ		28,174 千円	91,239 円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後10時から 翌日の午前5時までの間に勤務する 職員に支給。	同じ		3,779 千円	102,140 円

(注) 管理職手当の () は実支給額 (平成12年度～)

5 特別職の報酬等の状況（平成22年4月1日現在）

区 分		給 料 月 額 等		
給料	市区町村長	630,000(815,000)	円	(参考)類似団体における最高/最低額 円/ 円
	副市長	579,000(655,000)	円	円/ 円
				円/ 円
報酬	議長	409,000	円	円/ 円
	副議長	351,000	円	円/ 円
	議員	323,000	円	円/ 円
期末手当	市区町村長	(22年度支給割合)		
	副市長	市長 3.45 (3.95) 月分 副市長 3.45 (3.95) 月分		
退職手当	市区町村長	(算定方式) (支給時期)		
	副市長	報酬月額×5.126×在職年数 任期ごとに支給 報酬月額×3.234×在職年数 任期ごとに支給		

※平成22年4月1日～平成23年3月31日まで独自削減を実施。()内は、平成22年12月改正後の削減前支給額及び支給月数。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

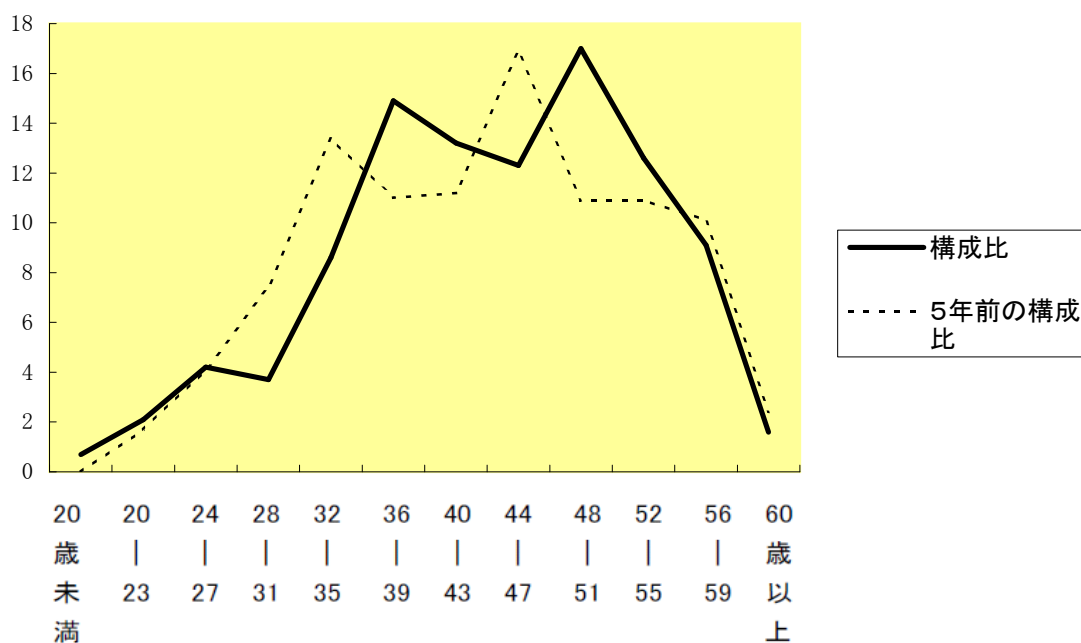
(各年4月1日現在)

部 門	区 分	職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由
		平成22年	平成21年		
一 般 行 政 部 門	議会	5	5	0	
	総務	60	61	△1	事務の統廃合・縮小による減
	税務	16	16	0	
	労働	1	1	0	
	農林水産	26	26	0	
	商工	9	10	△1	事務の統廃合・縮小による減
	土木	27	27	0	
	民生	51	53	△2	事務の統廃合・縮小による減
	衛生	20	20	0	
	小 計	215	219	△4	
特 別 行 政 部 門	教育	43	47	△4	事務の統廃合・縮小による減
	消防	45	45	0	事務の統廃合・縮小による減
	小 計	88	92	△4	
公 営 会 企 計 業 部 等 門	病院	81	81	0	
	水道	12	14	△2	事務の統廃合・縮小による減
	下水道	9	9	0	
	その他	26	28	△2	事務の統廃合・縮小による減
	小 計	128	132	△4	
合 計		431 [528]	443 [528]	△12 [0]	

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。
2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（平成22年4月1日現在）

(例) %



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	3人	9人	18人	16人	37人	64人	57人	53人	73人	54人	39人	7人	430人

(3) 定員適正化計画の数値目標及び進捗状況

① 定員適正化目標（数・率）

計画期間		数値目標
始期	終期	
平成18年4月1日	平成23年3月31日	平成17年4月1日を起点として、15.49%削減

② 平成22年4月1日現在における定員の数値目標

360

※病院医療職を除く人数。

7 勤務時間の状況

正規の勤務時間	開始時刻	終了時刻	休憩時間
7時間45分	8:45	17:15	12:15～13:00

※ 変則勤務体系の職場を除く一般的な職場。平成21年度より休憩時間を廃止。

8 休暇制度等の状況

(1) 主な休暇

区分	取得条件	期間	
年次有給休暇	特になし	1年のうち20日(原則) 20日を限度に翌年に繰り越すことができる	
病欠休暇	負傷または疾病のため療養の必要があるとき(公務上)	必要と認められる期間	
	結核性の疾病ため療養の必要があるとき	1年6月を超えない範囲	
	負傷または疾病のため療養の必要があるとき(公務以外)	90日を超えない範囲	
特別休暇	出産するとき(出産前・出産後)	産前7週間産後8週間	
	親族が死亡したとき	配偶者	10日
		父母	7日
		子	5日
		祖父母	3日
		孫	2日
		兄弟姉妹	3日
	配偶者・父母及び子の追悼のための特別な行事を行うとき	1日	
	結婚するとき	5日以内	
	配偶者の出産	3日以内	
	小学校就学前の子を看護する必要があるとき	1の年において5日以内	
	夏期休暇	7～9月までの連続する3日以内	
骨髄移植のドナーになるとき	必要と認められる期間		
無償で社会奉仕活動をするとき	1の年において5日以内		
妊娠または出産後の休暇	正規の時間において必要と認める時間		
その他の休暇	生後1年に達しない生児に女子職員が授乳するとき	1日2回 30分以内	
	選挙権公民権行使	必要と認められる期間	
	証人等出頭	必要と認められる期間	
	住居滅失・交通遮断	必要と認められる期間	

(2) 介護休暇

取得条件	期間	取得者数
配偶者・父母・子・配偶者の父母等で負傷、疾病または老齢により、2週間以上にわたり日常生活を営むのに支障があるものの介護をする場合	1日または1時間を単位として一つの継続する状態ごとに連続する6月の期間内で必要と認められる期間	0人

(3) 育児休業に関する制度

地方公務員の育児休業等に関する法律に基づき、美唄市職員の育児休業等に関する条例等により制定

名称	取得期間	取得者		
		男	女	計
育児休業	3歳に満たない子を養育するために3歳に達する日まで休業することができる	1人	2人	3人
部分休業	3歳満たない子を養育するため1日の勤務時間の一部(120分限度)について勤務しないことができる	0人	0人	0人

※ 平成21年度中に新たに育児休業(部分休業)を取得した職員数

9 職員の分限及び懲戒処分の状況(平成21年度)

区分	処分数	該当事項
分限処分	降任	0人
	免職	0人
	休職	6人
懲戒処分	免職	0人
	停職	0人
	減給	0人
	戒告	1人

※ 分限処分 公務能率の維持を目的に職員に対して行われる処分

※ 懲戒処分 職員の義務違反に対する道義的責任を問い、秩序維持を図る制裁的処分

10 職員のサービスの状況(平成21年度)

(1) 職員の職務に係る倫理の保持に関する取組

美唄市職員の倫理の保持に関する取組状況
依命通達の発布

発令年月日	件名
平成21年7月29日	衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における職員の服務規律の確保について
平成21年12月18日	綱紀の厳正な保持及び年末年始の行事について

(2) 職員の義務及び制限

すべての公務員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、職務遂行にあたっては、全力でこれを専念しなければなりません。これを実行するため、職員には次のような義務や制限が課せられます。

区 分	内 容	違反者数
命令に従う義務 (地方公務員法第32条)	職員は、法令に従い、かつ、上司の命令に従わなければならない。	0人
信用失墜行為の禁止 (地方公務員法第33条)	職員は、職の信用を傷つけ、または職全体の不名誉となるような行為をしてはならない。	0人
秘密を守る義務 (地方公務員法第34条)	職員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。	0人
職務に専念する義務 (地方公務員法第35条)	職員は、勤務時間中、職務に注意力のすべてを用い、職務のみ専念しなければならない。	0人
政治的行為の制限 (地方公務員法第36条)	職員は、政治的活動に関与してはならない。	0人
争議行為の禁止 (地方公務員法第37条)	職員は、同盟罷業、怠業その他の争議行為をしてはならない。	0人
営利企業等への従事制限 (地方公務員法第38条)	職員は、許可を受けなければ、営利を目的とする会社その他の団体の役員等を兼ね、若しくは自ら私企業を営み、または報酬を得ていかなる事業若しくは事務にも従事してはならない。	7人

1.1 職員の研修及び勤務成績の評定（平成21年度）

多様化、高度化する行政ニーズに対応し、職員の能力の開発向上を目的として各種研修を実施しています

(1) 職員の研修

① 基本研修

研修内容	人員	日数
新採用職員研修(前期)	6人	3日
接遇研修(空知信金主催)	5人	1日
新採用職員研修(後期)	7人	2日
管理監督者研修(部長職～主幹職)	58人	2日

② 特別研修

研修内容	人員	日数
救命救急講習	23人	2日
財務会計システム研修	67人	6日

③ 派遣研修

研修内容	派遣先	人員	日数
市町村アカデミー(市町村税徴収事務)	市町村中央研修所	1人	10日
北海道巡回アカデミー	(財)北海道市町村振興協会	2人	1日
北海道市町村研修センター研修		54人	各講座2日(21講座)
市町村職員道内先進事例研修		1人	3日

(2) 勤務成績の評定

職員の昇任、昇給、人事異動等については、各任命権者が職員の有する能力・適性、勤務実績等に基づき総合的に判断し、それぞれ実施しています。今後においては、国の公務員制度改革の動向等に留意しながら職員の能力・適性および勤務実績に基づいた人材活用の推進が一層図られるよう検討していきます。

1.2 職員の福祉及び利益の保護の状況

職員の健康の保持増進を図るために健康診断等を実施しています。
公務上・通勤途上の災害に被災した職員に対し、地方公務員災害補償法に基づき、療養補償、休業補償、障害補償等の各種補償を行っています。
また、職員への福利厚生事業を実施するとともに、職員の相互共済及び福利増進等を目的として、法令等に基づき、福利厚生のための各種団体に加入しています。

(1) 安全管理

公務災害補償等		単位:件
区分	件数	
公務災害		4
通勤災害		0

※ 平成21年度の申請件数です。

(2) 健康管理

区 分	受診者数
定期健康診断	322 人
特定業務者健康診断	68 人
胃検診	43 人
人間ドック	145 人
脳ドック	54 人
大腸がん検診	42 人
婦人科検診	67 人
乳がん検診	46 人
腰痛健康診断	53 人
頸肩腕症候群健康診断	1 人
生活習慣病予防健診	11 人

(3) 福利厚生

① 共済制度

職員及びその被扶養者の医療保険を担い、健康の保持増進及び退職職員への年金支給など職員の相互救済を目的として、地方公務員等共済組合法の規定により設立された北海道都市職員共済組合へ加入し、各種事業、給付等の適用を受けています。

区 分	概 要
短期給付事業	被保険者・被扶養者の病気・負傷・出産・死亡・休業・災害などに対する給付等
福祉事業	保養所運営の宿泊事業、住宅資金等の貸付、貯金、人間ドック等の保健事業等
長期給付事業	退職共済年金、障害共済年金、障害一時金及び遺族共済年金の給付等

② 厚生制度

職員の元気回復等の福利厚生事業については、美唄市職員福利厚生会に委任し実施しています。

区 分	概 要
給付事業	各種祝金、弔慰金等の給付 生活資金貸付等
体育事業	各種親睦大会等
文化事業	文化勸奨助成等

1.3 公平委員会の業務の状況

職員は、給与、勤務時間その他の勤務条件に関し、適当な措置が執られるよう要求することや、懲戒その他意に反する不利益な処分を受けたときは、公平委員会に対して申立をすることができます。

公平委員会とは、地方公務員法第7条第3項の規定により、設置が義務付けられている機関で、①職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する措置の要求を審査・判定し、必要な措置をとること、②職員に対する不利益な処分についての不服申立に対する裁決または決定、③その他職員の苦情処理を行います。

平成21年度については、①～③についての処理件数は、0件でした。

1.4 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は実 質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 20年度の総費用に占 める職員給与費比率
21年度	千円 553,216	千円 △66,613	千円 98,211	% 17.8	% 17.1

イ 予算

区分	職員数 A	給 与 費			一人当たり給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	
22年度	人 15	千円 55,379	千円 30,562	千円 16,839	千円 6,852

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。

ウ 特記事項

独自削減の実施

削減期間 平成22年4月1日から平成23年3月31日まで

削減内容 給料及び期末勤勉手当支給割合の削減

削減内訳

一般職（医師は除く）

給 料 給料月額を7.6%～10.3%削減

期末勤勉手当

区分	削減前期末勤勉手当率		減額後期末勤勉手当率	
	期末	勤勉	期末	勤勉
6月期	1.25月	0.70月	0.95月	0.70月
12月期	1.35月	0.65月	1.2月	0.65月
計	2.60月	1.35月	2.15月	1.35月

※支給月数は平成22年12月改正後。

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況（平成22年4月1日現在）

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
美 唄 市	46.7 歳	316,236 円	444,898 円
団 体 平 均	歳	円	円
事 業 者	歳	円	円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

美唄市	美唄市(一般行政職・団体平均等)
1人当たり平均支給額(21年度)	1人当たり平均支給額(21年度)
1,110 千円	675 千円
(22年度支給割合 独自削減)	(22年度支給割合 独自削減)
期末手当 2.15 月分	期末手当 2.15 月分
勤勉手当 1.35 月分	勤勉手当 1.35 月分
(22年度支給割合 削減前)	(22年度支給割合 削減前)
期末手当 2.60 月分	期末手当 2.60 月分
勤勉手当 1.35 月分	勤勉手当 1.35 月分
(加算措置の状況) なし	(加算措置の状況) なし

イ 退職手当（平成22年4月1日現在）

美唄市			美唄市（一般行政職・団体平均等）		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.50 月分	30.55 月分	勤続20年	23.50 月分	30.55 月分
勤続25年	33.50 月分	41.34 月分	勤続25年	33.50 月分	41.34 月分
勤続35年	47.50 月分	59.28 月分	勤続35年	47.50 月分	59.28 月分
最高限度額	59.28 月分	59.28 月分	最高限度額	59.28 月分	59.28 月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置(2%~30%加算)			定年前早期退職特例措置(2%~30%加算)		
1人当たり平均支給額	自己都合	勸奨・定年	1人当たり平均支給額	自己都合	勸奨・定年
	0 千円	0 千円		7,003 千円	24,867 千円

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、前年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当（平成22年4月1日現在）

支給実績(21年度決算)				0 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(21年度決算)				0 円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給率)	
	%	人	%	
	%	人	%	

エ 特殊勤務手当（平成22年4月1日現在）

支給実績(21年度決算)				0 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(21年度決算)				0 円
職員全体に占める手当支給職員の割合(21年度)				%
手当の種類(手当数)				
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価	

オ 時間外勤務手当

支給実績(21年度決算)	2,607 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(21年度決算)	217 千円
支給実績(20年度決算)	3,299 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(20年度決算)	236 千円

(注) 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

カ その他の手当（平成22年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (21年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (21年度決算)
扶養手当	配偶者 月額 13,000円 配偶者以外 1人あたり月額 6,500円 扶養親族でない配偶者を有する場合 1人目の子等月額 6,500円 配偶者のない職員 1人目 月額11,000円 満16歳の年度始めから満22歳の年度 末までの子 1人あたり月額5,000円を加算	同じ		2,520 千円	280,000 円
住居手当	1 借家 借間 家賃が月額 12,000円を超える場合 ①家賃等が23,000円以下 家賃月額-12,000円 ②家賃等が23,000円を超える場合 (家賃額-23,000円)/2+11,000円 2 自宅居住 2,500円(市内居住者2,500円加算)	異なる	自宅所有に かかる手当なし	978 千円	108,667 円
管理職手当	部長職 40,000円(30,000円) 課長職 30,000円(25,000円) 課長補佐職 25,000円(22,000円)	異なる	36,900円～ 72,900円	828 千円	414,000 円
通勤手当	通勤のため、交通機関や自動車等を使用 して通勤する職員に支給。交通機関は、 55,000円を上限とし、自動車等は通勤 距離に応じて2,000円以上24,500円以下。	同じ		227 千円	32,400 円
寒冷地手当	毎月11月から翌年3月までの各月の 初日に在職する職員に支給	同じ		1,438 千円	95,880 円

(2) 工業用水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は実 質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 20年度の総費用に占 める職員給与費比率
21年度	千円 38,732	千円 0	千円 4,577	% 11.8	% 13.8

イ 予算

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
22年度	人 1	千円 2,883	千円 1,358	千円 835	千円 5,076	千円 5,076

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
2 給与費は当初予算に計上された額である。

ウ 特記事項

独自削減の実施

削減期間 平成22年4月1日から平成23年3月31日まで

削減内容 給料及び期末勤勉手当支給割合の削減

削減内訳

一般職（医師は除く）

給 料 給料月額を7.6%～10.3%削減

期末勤勉手当

区分	削減前期末勤勉手当率		減額後期末勤勉手当率	
	期末	勤勉	期末	勤勉
6月期	1.25月	0.70月	0.95月	0.70月
12月期	1.35月	0.65月	1.2月	0.65月
計	2.60月	1.35月	2.15月	1.35月

※支給月数は平成22年12月改正後。

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況（平成22年4月1日現在）

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
美 唄 市	35.0 歳	238,429 円	304,281 円
団 体 平 均	歳	円	円
事 業 者	歳		円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

美唄市		美唄市(一般行政職・団体平均等)	
1人当たり平均支給額(21年度)		1人当たり平均支給額(21年度)	
809 千円		675 千円	
(22年度支給割合 削減後)		(22年度支給割合 削減後)	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
2.15 月分	1.35 月分	2.15 月分	1.35 月分
(22年度支給割合 削減前)		(22年度支給割合 削減前)	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
2.60 月分	1.35 月分	2.60 月分	1.35 月分
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)	
なし		なし	

イ 退職手当(平成22年4月1日現在)

美唄市			美唄市(一般行政職・団体平均等)		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.50 月分	30.55 月分	勤続20年	23.50 月分	30.55 月分
勤続25年	33.50 月分	41.34 月分	勤続25年	33.50 月分	41.34 月分
勤続35年	47.50 月分	59.28 月分	勤続35年	47.50 月分	59.28 月分
最高限度額	59.28 月分	59.28 月分	最高限度額	59.28 月分	59.28 月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置(2%~30%加算)			定年前早期退職特例措置(2%~30%加算)		
1人当たり平均支給額	自己都合	勸奨・定年	1人当たり平均支給額	自己都合	勸奨・定年
	0 千円	0 千円		7,003 千円	24,867 千円

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、前年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当(平成22年4月1日現在)

支給実績(21年度決算)		0 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(21年度決算)		0 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給率)
	%	人	%
	%	人	%

エ 特殊勤務手当(平成22年4月1日現在)

支給実績(21年度決算)		0 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(21年度決算)		0 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(21年度)		%	
手当の種類(手当数)			
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価

オ 時間外勤務手当

支給実績(21年度決算)	12 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(21年度決算)	12 千円
支給実績(20年度決算)	360 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(20年度決算)	360 千円

(注) 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

カ その他の手当 (平成22年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績(21年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(21年度決算)
扶養手当	配偶者 月額 13,000円 配偶者以外2人まで 1人あたり月額 6,500円 扶養親族でない配偶者を有する場合 1人目の子等月額 6,500円 配偶者のない職員 1人目 月額11,000円 満16歳の年度始めから満22歳の年度末までの子 1人あたり月額5,000円を加算 子等配偶者以外の扶養親族のうち3人目以降 1人あたり月額5,000円	同じ		0 千円	0 円
住居手当	1 借家 借間 家賃が月額 10,000円を超える場合 ①家賃等が21,000円以下 家賃月額-10,000円 ②家賃等が21,000円を超える場合 (家賃額-21,000円)/2+11,000円 2 自宅居住 2,500円(市内居住者2,500円加算)	異なる	自宅所有にかかるとなる手当なし	0 千円	0 円
管理職手当	部長職 40,000円(30,000円) 課長職 30,000円(25,000円) 課長補佐職 25,000円(22,000円)	異なる	36,900円～72,900円	0 千円	0 円
通勤手当	通勤のため、交通機関や自動車等を使用して通勤する職員に支給。交通機関は、55,000円を上限とし、自動車等は通勤距離に応じて2,000円以上24,500円以下。	同じ		24 千円	24,000 円
寒冷地手当	毎月11月から翌年3月までの各月の初日に在職する職員に支給	同じ		44 千円	44,000 円